

平成30年
1月から

確定申告の医療費控除に 「医療費のお知らせ」が 使用できるようになります

1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に申告すると税金が還付される医療費控除。手続きの際に医療機関等の領収証を提出する必要がありましたが、来年以降は当健保組合が発行する「医療費のお知らせ」を使用できるようになります。

いつの確定申告から
使えますか？



平成30年1月以後に提出する、平成29年1月～12月31日分の申告からです。

申告する際は、「医療費のお知らせ」の原本を確定申告書に添付して提出してください(コピー不可)。また、「医療費のお知らせ」は再発行ができません。大切に保管してください。

これまで医療費控除の手続きに
必要だった、病院・薬局の
「領収証」は不要ですか？



医療費控除に必要であるにも関わらず「医療費のお知らせ」に記載のない項目※については、原則、医療費の領収証に基づいて明細書を作成し提出する必要があります。なお、明細書を提出した場合、領収証は5年間保存する義務があります。捨てずに保管しておきましょう。

※記載されない
項目の例

・「医療費のお知らせ」の発行までに記載が間に合わなかった月分の医療費
・健康保険適用外の診療にかかる費用 など



治療用装具の 作製に ご注意ください

治療用装具は、病気やけがの治療を目的として医師の指示のもと一時的に使われるものです。

作製費用は原則全額自己負担ですが、一定の条件を満たす場合に療養費を申請すると、健保組合から作製費用の7割(年齢により8割)が支給されます。

しかし近年、支給基準を満たさないで申請する事例が多く見られますので、下記の注意点を今一度ご確認ください。

療養費が支給されるためには、
下記の支給対象要件を
すべて満たしていなければなりません

- 治療上、必要不可欠な範囲のもの
- 厚生労働省の定めた方法により、オーダーメイドで作製されたもの
- 保険診療の範囲内では対処できないもの
- 症状固定前のもの



▼以下のような目的の装具は、支給対象外です

- ・ 洗い替えなど日常生活の利便性のためのもの
- ・ スポーツ・リハビリなど、一時的に着用するもの
- ・ 外反母趾のために作製した靴など、原因疾患の治療を目的としないもの
- ・ 美容を目的としたもの
- ・ 保険診療の範囲内の医療処置で対処可能なもの
- ・ 症状固定後に使用するもの(市区町村の福祉制度の対象になります)
- ・ 市販の既製品を加工・転用したもの など



医師や義肢装具士に保険適用で安くと言われても、必ずしも支給対象となるわけではありません。当健保組合による審査のうえ、適正な申請かどうか判断したうえで支給いたします。みなさんに納めていただく保険料を大切に使うため、ご理解くださいますようお願いいたします。

インフルエンザ 予防接種をお忘れなく！



健保組合が接種費用を補助します！

今年度も、当健保組合はインフルエンザ予防接種の費用補助を行います。インフルエンザは重症化すると、肺炎や脳症などの重い合併症を起こすことがあります。予防接種は重症化を防ぐ効果がありますので、手洗いやマスクの着用などの対策を実行するとともに、今年も受けておきましょう。

接種の受け方は3通りです。事前に申込みのあった被保険者の方には、指定の会場や巡回先で受けられる「集団接種」を実施します(1・2)。申込みをされていない方や被扶養者の方は、いったん全額を自己負担し、領収証を提出することで補助が受けられる「償還払い方式」(3)で接種してください。

※満65歳以上の方は各市区町村でも補助を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の担当課へお問い合わせください。

※各市区町村にて補助を受けられる方は、健保組合の補助を受けられません。

1 会場で接種

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)
※補助額は1,000円。

	第1会場	第2会場	第3会場
実施会場	木材会館 健保応接室 (中区松原)	東海木材相互市場 (丹羽郡大口町)	名古屋港 木材会館 (海部郡飛島村)
日時	11月15日(水) 12:00~14:00	11月16日(木) 14:00~16:00	11月17日(金) 12:00~14:00

2 巡回先で接種

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)
会場や日時は所属事業所の指示に従ってください。
※補助額は1,000円。

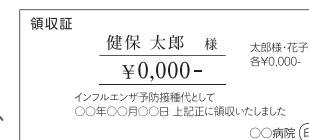
3 償還払いで接種

事前の申込みは不要です。被扶養者の方も補助を受けられます。

対象者	当健保組合の被保険者・被扶養者 (それぞれ年度内1回)	対象期間	平成29年10月1日～平成30年1月31日 接種分
補助金額 (期間内1回限り)	被保険者／1,000円まで 被扶養者／500円まで	実施施設	最寄りの医療機関など
申請方法	いったん全額を負担したのち、申請により補助を受けられます。医療機関などで予防接種を受けたことが明記された領収証※を受け取り、申請用紙と一緒に所属事業所担当課へご提出ください。 (申請用紙は9月下旬に送付済み)		

※領収証に
についての注意

- ・「インフルエンザ予防接種代」が明記されていること
- ・コピー不可(原本のみ可)
- ・予防接種を受けた方の氏名が明記されていること
(家族で同じ日に接種するなどして、複数人で1枚の領収証の場合は、それぞれの氏名・金額が明記されていること)



リスクの高さを
チェック!

特定保健指導 判断チャート

タイプ①	タイプ②	タイプ③
腹囲 男性…85cm以上 女性…90cm以上	腹囲 男性…85cm未満 女性…90cm未満 かつ BMI 25以上	タイプ①・② 以外 ↓ 危険度 低

以下の項目に該当する場合は□に✓を入れましょう

血糖 空腹時血糖100mg/dl以上、またはHbA1c 5.6以上 (NGSP値)

脂質 中性脂肪 150mg/dl以上、またはHDLコレステロール 40mg/dl未満

血圧 収縮期血圧 130mmHg以上、または拡張期血圧 85mmHg以上

喫煙歴あり 上記の□にチェックがついた場合のみ追加

チェックの数が…	危険度
2個以上	危険度 高
1個	危険度 中
なし	危険度 低

BMI(体格指数)の計算方法
BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
※BMI=22が適正体重です。

腹囲は
へその高さで測る
胸の一番細いところではなく、
おへそ周りで測りましょう。

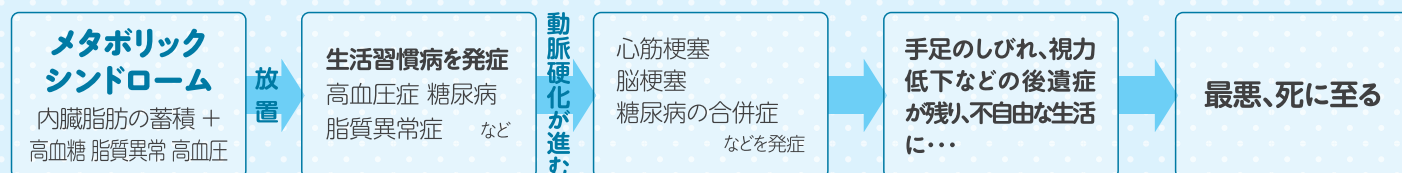


危険度 **高・中** は **特定保健指導の対象者です!**

危険度 **高** ▶ 積極的支援
危険度 **中** ▶ 動機付け支援

メタボリックシンドローム、 放っておくとどうなるの?

メタボと診断されたにもかかわらず放置していると、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を発症する危険性が高まります。また、生活習慣病の合併症によって手足のしびれや視力の低下などの後遺症が残り、今までどおりの生活が送れなくなることも…。



特定健診・特定保健指導の 実施率によってペナルティも 平成30年度からさらに拡大

特定健診・特定保健指導の実施率によって、健保組合には後期高齢者支援金の加算(ペナルティ)・減算(インセンティブ)が行われます。平成30年度からは、このペナルティ・インセンティブがさらに拡大される予定です。当健保組合は実施率アップに向けた取り組みを進めています。

加算対象	現行(平成29年度) 特定健診・特定保健指導 実施率0.1%未満	段階的に引き上げられ、 平成30年度に特定健診実施率50%未満、 平成31年度に特定保健指導実施率5%未満
加算率	現行(平成29年度) 0.23%	段階的に引き上げられ、平成32年度に最大で法定上限の10%

※減算については、加算と同程度の規模になる予定。

40~74歳のご家族のみなさん!



特定健診・ 特定保健指導を受けましょう



特定健診(特定健康診査) ってなに?

40~74歳のすべての方を対象とした健診です。判断の基準としてメタボリックシンドローム*の概念が取り入れられており、生活習慣病のリスクの有無を検査します。

*メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)は「メタボ」と呼ばれ、内臓脂肪の蓄積に高血糖・脂質異常・高血圧が2つ以上重なった状態のことをいいます。

このような検査を行います



特定健診を受けていないご家族に 受診のお声がけを

会社で健診を受ける被保険者と違って、被扶養者は自分で健診の予定を立てなければならず、つい後回しにしてしまいがちです。しかし、自分は健康なつもりでも、生活習慣病は自覚のないまま進行していることがあります。

病気になってしまったら、ご自身がつらいだけでなくご家族の負担も大きくなります。必ず年に1回は健診を受けるようお声がけください。

健診結果を生活習慣改善に役立てましょう

特定健診は受けた後が大切です。健診結果を放置せず、生活習慣を見直しましょう。

- ① 毎年結果を保管し、変化を見比べる
 - ② 「要経過観察」の場合は、生活習慣を改善する
 - ③ 「要再検査・要精密検査」「要治療」なら、すぐに受診する
- 当健保組合では、メタボリックシンドロームのリスクが高い方を対象に、生活習慣を見直すための**特定保健指導**を実施しています。案内を受け取った方は、ぜひご参加ください。

詳細は下記を
ご覧ください



特定保健指導って、 どんなことをするの?

特定健診で生活習慣病を発症するリスクが高いと判定された方に対して、医師、保健師、管理栄養士などの専門スタッフが、食事や運動を中心とした生活習慣改善のための指導を行います。指導には「動機付け支援」「積極的支援」の2種類があり、対象者のリスクの高さに応じて実施されます。

